

[事案 2021-166] がん給付金等支払請求

・令和4年7月15日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始日前にがんと診断確定されていたことを理由に、がん給付金等が支払われなかったことを不服として、がん給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

前頭葉膠芽腫で入院し頭蓋内腫瘍摘出術を受けたことから、平成30年8月に契約したがん保険等にもとづきがん給付金等を請求したところ、責任開始日前にがんと診断確定されていたとして給付金等が支払われなかった。しかし、以下の理由により、がん給付金等を支払ってほしい。

- (1)罹患している腫瘍は良性であると医師から説明を受け、病理検査でも悪性細胞は認められなかった。
- (2)契約時、募集人に脳腫瘍に罹患していることを伝え、保険加入の可否を確認したところ「大丈夫」と言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)医師から病名告知を受けた際、一部悪性の可能性があると言われている。
- (2)募集人は、被保険者が良性の脳腫瘍であると聞いたうえで、保険加入の可否を確認した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張の内容および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、がん給付金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。